

◎税制上の優遇措置【日本赤十字社に活動資金（会費・寄付金・海外救援金）を寄付した場合】

【個人として寄付した場合】

区分	所得税の控除	個人住民税の控除	相続税の非課税
寄付金の内容	日本赤十字社の事業全般に対する寄付 ＜特定寄付金＞ 【根拠法令】 所得税法第78条第2項第3号 所得税法施行令第217条第2項	日本赤十字社各都道府県支部にお寄せいただいた寄付で、総務大臣が承認したもの (※1) (※2) 【根拠法令】 地方税法（道府県税）第37条の2第1項第2号 地方税施行令（道府県税）第7条の17第3項 地方税法（市町村税）第314条の7第1項第2号 地方税法施行令（市町村税）第48条の8	相続または遺贈により取得された財産のうちからお寄せいただいた日本赤十字社の事業全般に対する寄付 (※3) 【根拠法令】 相続税法第1条の3
適用期間	ご寄付いただきました時期にかかわらず、優遇措置が適用されます。	ご寄付いただきました時期にかかわらず、優遇措置が適用されます。 (※1) (※2)	ご寄付いただきました時期にかかわらず、優遇措置が適用されます。 (※3)
措置の内容	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%）から、2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%）から2千円を差し引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。	寄付した相続財産の価格は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。

○※1 お住まいの都道府県の支部への寄付に限られます。

○※2 都道府県ごとに募集金額に上限があります。上限額に達した以降の寄付は、適用から除外されます。

○※3 相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内）に寄付した場合に適用されます。

【法人として寄付した場合】

区分	法人税の控除（特定公益増進法人に対する寄付金）	法人税の控除（指定寄付金）
寄付金の内容	日本赤十字社の事業全般に対する寄付 ＜特定公益増進法人に対する寄付金＞ 【根拠法令】 法人税法第37条第4項 法人税法施行令第77条の2	日本赤十字社にお寄せいただいた寄付で、財務大臣の指定を受けた事業に対する寄付 ＜指定寄付金＞ (※4) 【根拠法令】 法人税法第37条第3項第2号
適用期間	ご寄付いただきました時期にかかわらず、優遇措置が適用されます。	毎年4月～9月の期間中にご寄付いただけた場合にのみ優遇措置が適用されます。 (※4)
措置の内容	法人の通常有する寄附金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。 ※特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入 通常の寄付金の損金算入限度額【イ】とあわせて、別枠で算出した限度額【ロ】が損金に算入されます。 【イ】一般の寄付金の損金算入限度額 $\left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当明月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$ 【ロ】特別損金算入限度額 $\left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当明月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$	法人が支出した指定寄付金の額の全額が、寄付金の損金算入限度額にかかわらず、損金の額に算入されます。

○※4 都道府県ごとに募集金額に上限があります。上限額に達した以降の寄付は、適用から除外されます。

○損金算入限度額は、その法人の資本や所得によって異なります。

詳しくはお近くの税務署、
税務相談室や税理士にご確認ください。